（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(7)　（略） (8)　ビラスチン (9)～(19)　（略） 二・三　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)～(7)　（略） （新設） (8)～(18)　（略） 二・三　（略）

○厚生労働省告示第三百七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、ビラスチン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、令和九年四月二十一日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(879)　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(879)　（略）

（削る）
(880)～(1289)　（略）
九　（略）

(880)　ビラスチン
(881)～(1290)　（略）
九　（略）

○厚生労働省告示第三百七十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第三号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第九十七号）附則第二条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百三十六号の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道月形町、北海道美深町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道湧別町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道洞爺湖町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道浦幌町、北海道釧路市、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、北海道網走市、北海道北見市、北海道紋別市、北海道美幌町、北海道津別町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道遠軽